

別紙 4

農産物検査の検査結果等報告マニュアル

第1 検査結果報告書の作成

地域登録検査機関は、自らが実施した農産物検査について、法第20条第3項及び規則第20条の規定により農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日(平成13年3月22日農林水産省告示第445号。以下「報告規程」という。)に従い、本マニュアルの別記報告様式第1～7号により、検査結果報告書を作成する。

なお、検査結果報告書は、電磁的方式により作成することができるものとする。

第2 検査結果報告書の提出

地域登録検査機関は、第1の報告書(別記報告様式第1～7号)を報告規程に定める期日までに、知事に提出する。

また、インターネット回線(電子メールなど)を利用して提出する場合には、農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年農林水産省令第21号)第3条第3項の規定は、適用しない。

ただし、報告の期日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。)第1条第1項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という。)に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ知事に報告するものとする。

第3 報告書の取りまとめ等

知事は、地域登録検査機関から受理をした報告について、基本要領に掲げる様式に取りまとめ、別表に掲げる期日までに電子メール等により関東農政局長に報告する。

ただし、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ関東農政局長に報告する。

第4 検査結果の公表

1 公表時期

知事は、取りまとめた検査結果について、公表の必要があると認める場合は、農林水産省農産局長が公表した後に、ホームページへの掲載等により公表を行うことができる。

この場合、知事は、関東農政局長から登録検査機関であって農産物検査を行う区域が複数の区域である登録検査機関(以下「広域登録検査機関」という。)の検査結果の提供を受け、地域登録検査機関と広域登録検査機関の検査結果を合算したものを公表する。

2 公表内容

検査結果の公表内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 国内産米穀の検査結果
- (2) 国内産麦類の検査結果
- (3) 国内産大豆の検査結果
- (4) 知事が公表の必要があると認める検査結果

別表

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	登録検査機関から知事への報告期日	知事から関東農政局長への報告期日
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号、様式第1号-2及び様式第2号	9月10日	9月20日
			当年産の9月から12月までの毎月1日から末日までの間		翌月の10日	翌月の20日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月10日	翌年4月20日
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月10日	翌年7月20日
			当年産の翌年7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月10日	翌年11月20日
	麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月10日	9月20日
			9月1日から10月31日までの間		11月10日	11月20日
			11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月10日	翌年2月20日
			翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月10日	翌年4月20日
	大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月10日	翌年1月20日
			翌年1月から翌年3月までの毎月1日から末日までの間		翌月の10日	翌月の20日
	小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌年1月10日	翌年1月20日
			翌年1月1日から翌年2月末日までの間		翌年3月10日	翌年3月20日
			翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月10日	翌年4月20日
	輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年5月31日	翌年7月20日
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第7号	翌年4月30日	翌年5月20日

別記報告様式第1号

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

千葉県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定により、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類: _____
生産年度: _____

検査区分	銘 柄	荷造り 及び 包 装	量目	検査総数量	特 上	特 等	1 等 (合格)	2 等	3 等 (等外)	規格外 (等外上)	備 考
(第 条検査) 計											
合 計											

- 備考1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
- 2 「検査区分」の欄には、農産物検査法(以下「法」という。)第3条の品位等検査(米穀の品位等検査)、法第5条第1項の品位等検査(検査を受けていない米穀の品位等検査)、法第5条第2項の品位等検査(期間経過米検査)、法第6条の品位等検査(麦の品位等検査)及び法第9条の品位等検査(米麦以外の農産物の品位等検査)の別を記載すること。
なお、検査区分ごとに合計を設けること。
- 3 数量の単位は、キログラムとすること。

別記報告様式第1号-2

水稲うるち玄米の機械鑑定による品位についての検査の検査結果報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

千葉県知事殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定により、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類: 水稲うるち玄米
生産年度: _____

検査区分	銘 柄	荷造り 及び包装	量目	検査総数量	品位の測定結果											備 考	
					容積重	白未熟 粒	水分	死米	胴割粒	砕粒	着色粒	異種穀粒		異物			
												基準値 以下	基準値 超	基準値 以下	基準値 超		
(第 条検査) 計																	
合 計																	

- 備考1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
 2 「検査区分」の欄には、農産物検査法(以下「法」という。)第3条の品位等検査(米穀の品位等検査)、
 法第5条第1項の品位等検査(検査を受けていない米穀の品位等検査)の別を記載すること。
 なお、検査区分ごとに合計を設けること。
 3 品位の測定結果については、農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)第一の二の(三)のハの(ロ)に定める規格項目及び
 規格項目の表示方法に基づく測定値の加重平均値等を記載する。ただし、異種穀粒及び異物については「基準値超」又は「基準値以下」となった加重割合を記載する。
 4 量目及び検査総数量の単位は、キログラムとすること。

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)

千葉県知事殿

年 月 日

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定により、国内産米穀の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類：

生産年度：

等級	検査数量	整粒不足	形質	水分過多	被害粒	死米	着色粒	異種穀粒	異物	その他
特等										
1等										
2等										
3等										
等外										
規格外										
計										

備考1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

2 数量の単位は、キログラムとすること。

国内産麦類の等級理由別検査結果報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

千葉県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定により、国内産麦類の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類：

生産年度：

等級	検査数量	容積重	整粒不足	形質	水分過多	被害粒	異種穀粒	異物	その他
2等									
規格外 (等外上)									
計									

備考1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

2 数量の単位は、キログラムとすること。

国内産大豆の等級理由別検査結果報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)

千葉県知事 殿

年 月 日

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定により、国内産大豆の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類：
生産年度：

等級	検査数量	形質	水分 過多	被害粒										未熟粒	異種 穀粒	異物
				計	病害粒	虫害粒	変質粒	破碎 粒	皮切 れ粒	はく 皮粒	汚損粒	しわ粒	その他			
2等																
3等																
規格外																
計																

- 備考1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。
2 数量の単位は、キログラムとすること。

別記報告様式第6号

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書 (年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

千葉県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定により、外国産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

種類	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	1 等 (合格)	2 等	3 等	4 等	5 等	規格外	備 考
合 計											

備考1 「種類」の欄には、政府買入委託契約、売買同時契約(SBS契約)及び民間貿易の別並びに農産物の種類(米穀、小麦、大麦・はだか麦及びその他農産物の別)を記載すること。

2 数量の単位は、トンとすること。

別記報告様式第7号

成分検査結果報告書 (年分)

年 月 日

千葉県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定により、成分検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

証明番号	種類	生産年度	銘柄	検査数量 (kg)	測定結果		
					たんぱく質	アミロース	でん粉